

2024 年度「埼玉発世界行き」奨学金 学位取得コース募集要項

1 趣 旨

日本経済の持続的成長と埼玉県産業と文化の振興に貢献する高い志とチャレンジ精神を持ち、国際的な視野と高度な知識・技術の修得を目的として、海外の大学、大学院（以下、海外大学等）への学位取得のための留学をする者に対し、奨学金を支給します。

なお、海外留学を目指す若者が家庭の経済的な理由により留学先の大学等へ出願できず、海外留学を断念することのないよう、低所得世帯等の学生に係る特例があります。詳細は別紙「[低所得世帯等の学生に係る応募の特例（学位取得）](#)」を参照してください。

2 留学先

海外の大学又は大学院（学位取得のための正規課程）

※コミュニティカレッジ及びファウンデーションコースの留学を除く

3 募集人員

20名以内（書類・面接選考）

4 奨学金の給付額

100万円（[低所得世帯等の学生に係る特例あり](#)）

5 応募資格

応募することができるのは、以下の要件全てを満たす者です。

（1）日本国籍を有する者又は日本での永住を許可されている者

（2）2024年4月1日現在、以下のいずれかに該当する者

ア 1年以上継続して埼玉県に住所を有する者

イ 保護者等（成年年齢に達するまで民法上の親権者であった者）が1年以上継続して埼玉県に住所を有する者

（3）2024年4月1日現在、40歳未満の者

（4）2024年4月1日～2025年3月31日の間に、海外の大学又は大学院へ学位取得のための留学を開始する、又は留学中の者（出願中及び今後出願予定の場合も含む）

※ [低所得世帯等の学生に係る特例あり](#)

（5）地域の国際化に取り組む意欲のある者

（6）留学先の大学等において学習や研究を行うのに十分な外国語の能力がある者

（7）帰国後のフォローアップ調査への回答など奨学生の責務（募集要項（全コース共通）の8参照）を全うする意思のある者

6 応募制限

次のいずれかに該当する者の応募は認められません。

- (1) 官公庁又は企業等の派遣による留学である者
- (2) 埼玉県姉妹友好州省スカラシップ生である期間と本奨学生として留学する期間が重複する者
- (3) 過去に「埼玉発世界行き」奨学金（学位取得コース）を受けた留学を終了（学位取得又は退学等）した者

（現在継続中の留学について前年度までに本奨学金を受給した者の応募は可能ですが、今年度の奨学金を受給するためには、改めて選考を経て支給要件を満たし奨学生に決定される必要があります。）

7 応募書類（小論文）

募集要項（全コース共通）4（1）オで示した小論文は次のとおり作成すること。

＜テーマ＞ 「グローバル社会での日本の課題を分析し、自身の留学がその課題解決にどのように資するか述べよ」

＜文字数＞ 1500 字以上 1600 字程度（文末に字数を記載すること）

低所得世帯等の学生に係る応募の特例（学位取得）について

1 特例制度の趣旨

海外留学を目指す若者が家庭の経済的な理由により留学先の大学等へ出願できず、海外留学を断念することのないよう、低所得世帯等の学生にかかる特例制度を設けています。

2 対象者

これまでに「埼玉発世界行き」奨学金（冠奨学金を含む）を受給したことがなく、以下（１）の表アからエの区分のいずれかに該当する者（高等学校（専修学校高等課程及び高等学校に相当する学校を含む）の卒業後３年以内の者に限る）。

通常の応募書類に加えて、区分ごとに掲げる書類（通常の応募書類と重複する場合は併せて１通でよい）を提出することにより、以下（２）の特例を受けることができます。なお、申告は任意です。

（１）対象者の区分及び提出書類

区 分	要 件	追加で提出が必要な書類
ア 生活保護世帯出身者	保護者等が生活保護を受給している世帯の出身者である場合	- 生活保護受給証明書（福祉事務所長が証明したもの） - 保護者等の住民票の写し
イ 市町村民税非課税者	応募者及び保護者等の市町村民税均等割の税額が０円である場合	- 応募者及び保護者全員の令和６年度課税（所得）証明書（市町村が発行した証明書であって、令和６年度市町村民税均等割（令和５年の所得に係るもの）の税額が確認できるもの（市町村により書類の名称は異なります）） ※なお、市町村において令和６年度の課税（所得）証明書の発行が応募受付期間内に行われない場合に限り、当該書類の提出期限を令和６年６月２０日（水）まで延長します - 保護者等の住民票の写し
ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金借受者	保護者等が母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付※１を借り受けている場合	- 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付決定通知（福祉事務所長等が発行した書類） - 保護者等の住民票の写し
エ 児童養護施設等出身者	応募者が児童養護施設等※２の出身者である場合	児童養護施設等の出身であることを当該施設の施設長等が証明した書類

※１ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定するもの

※２ 児童福祉法に規定する児童養護施設等をいう

(2) 特例の内容

ア 奨学金の給付額を増額

奨学金の給付額を100万から200万円に増額します。

イ 応募時期の前倒し

留学を開始する年度の1年前から応募できます。

2024年4月1日～2025年3月31日の間に、海外の大学又は大学院へ学位取得のための留学を開始する場合も対象となります。

ウ 奨学金受給資格証明書の交付

奨学生内定後、留学希望先等への出願時に、当奨学金の受給資格を有することを証明する書類を発行することができます。